

THE ROTARY CLUB OF NAGOYA-CHIKUSA



WEEKLY

名古屋 ちくさ

題字 伊藤昌石

名古屋千種ロータリークラブ
 承認 1982年 8月24日
 例会日 火曜日 12:30
 例会場 名古屋東急ホテル
 事務局 TEL763-5110 FAX763-5121
 会長 谷口 優
 幹事 竹内 克豊
 広報・会報委員長 池 森 由 幸

No. 38 奉仕を通じて平和を

Peace Through Service

2012~2013年度 RI会長 田中 作次

今日の例会

第1456回 平成25年 5月 21日 (火)
 講演 “社会福祉士の仕事について”
 医療法人珪山会 鶴飼リハビリテーション病院
 医療ソーシャルワーカー 松下 佳代様

先週の例会

第1455回 平成25年 5月 14日 (火) 晴
 講演 “イノベーション的発想術”
 マーケティング アイズ 代表取締役 理央 周様

- ◆それこそロータリー
- ◆四つのテスト
- ◆ゲスト紹介 マーケティング アイズ 代表取締役 理央 周 (りおうめぐる) 様
- ◆出席報告

会員	37 (31) 名	出席	21名
出席率	67.76 %		
前々回	4 / 23 (修正出席率)	100 %	

竹内幹事報告

- 1) 次週例会終了後、理事役員会を開催致します。
理事役員の方々はお残り下さい

谷口会長挨拶

人間行動を規制する原理としての刑法について
 刑法という法律があります。

これは違法な行為をした者を処罰する法律です。それを専門的に研究する学者が存在し、重要な学問領域を形成しています。刑法は明治44年に施行され、カタカナと漢字の文体を平成7(1995)年にひらがなと漢字の文体へと、表現を現代文にする現代用語化の改正が行われました。

犯罪行為については、現代的手段を用いた犯罪行為を補充する改正は行われてきましたが、それ以外は明治に制定された犯罪行為類型を踏襲しています。このことからすると、人間の営みは変化がないということでしょうか。刑法における基礎的研究につきお話ししたいと思います。皆さん方が良く知っておられる原則として、

①罪刑法定主義があります。
 また②法哲学の領域と境を接する分野では、何故国家は国民を処罰することが認められるのかという議論があります。
 ③故意とは何か、その構造はどのようなものかは古くから研究されてきました。故意を構成する要素として、事実認識と違法性の意識があるとされています。この問題は、心神喪失者は処罰できないと言う問題にも繋がって行きます。この三点についてお話しします。

①は、何が犯罪でありそれについてはどのような刑が科せられるのかを国民に周知させた後でないと、国家は国民を処罰できないと言う原則です。独裁国家などでは市民を弾圧する手段として恣意的に犯罪行為をおよび刑を定め、それを国民に知らせることなく適用してきたという歴史的教訓に学び、国家権力を抑制する原則として意義を有するものとされています。この原則は近代国家の憲法で定められています。日本国憲法でも39条に定められています。

②国家は何故国民を処罰できるのかという問題も古くから議論されてきたものです。被害者は違法行為をした者を処罰できるという応報刑の考え方があります(目には目を歯には歯を、手には手を足には足を・・・というハムラビ法典がその原型となっていると言われていました)。これを起源として、国民から処罰する権利を国家が委譲され、それを国家が肩代わりするのだから国家は処罰できるという理屈です。この応報刑論に対して異論を唱える考え方があります。それが教育刑(国家防衛)という考え方です。刑罰は犯罪者を教育し社会に適合させる手段であるとの考えです。しかしすべての犯罪者を社会に適合するように教育できるのか、例えば確信犯を現在の国家制度と合致するように教育することは不可能ではないかという批判にさらされて、それに十分答えられず、多数意見にはなっていません。

③の故意論にお話しを進めます。犯罪であるという事実を認識したにもかかわらず、それでも敢えて犯罪を実行した。だから処罰されても仕方がないというのが故意のとらえ方です。犯罪を、敢えて犯したというには、事実の認識だけでなく、それが違法であることの認識があって初めて処罰できるのではないかと、事実の認識と違法であるという認識の両者があって初めて故意があると言えるのだとの見解が古典的な考え方です。心神喪失者が処罰されないのは、悪いことであるとの認識が欠ける、違法であるとの認識が欠ける。あるいはそれを認識しても、それを抑制ができないから

と考えられています。このように刑法という学問は人間の行動を基礎として考えられています。

心神喪失者は処罰されないとしてもその人物を国家は放置してよいのでしょうか？この考え方が保安処分というものです。このような人物を国家から隔離するとい考え方は。これは刑法の以外の理論が必要となります。

3分間スピーチ

“ 雑 感 ” 竹内 眞三君

東北大震災と一口に申しますが、最近私は、異な事に気付きました。

阪神淡路大震災も20年近く以前にあって、大変お気の毒でした。ボランティアという言葉は大いに流行致しましたし、NHKを始めとするメディアも大活躍致しました。今度のそれは震災害もさることながら、ATOM災害というのが付加されました。

「未経験」謂わば、国中が未経験、更にスケールは地球規模のものであります。

私は、自然災害のダメージと、人工災害のダメージとを分けて考えるべきだと思うのです。今日の風潮をみますと、両者がゴチャゴチャになっております。

支援もその因って来るべきものにグチャグチャにしたまま、全国から膨大な援助金が集まりました。国民の民度が低下しているという識者もいます。

「それが、どこで」「どう」使われたのか「マスメディアも知らんぷり」です。

牧場の牛が何頭も犠牲になり、おいしい牛乳が飲めないのは震災のせい、原子炉のせい、この辺でロータリーアンたるもの頭を冷やして考えてみるべきでしょう。

大震災をチャンスとばかりに便乗する輩、即ち上は国から下は庶民まで、冷静に考えるべきでありましょう。ロータリーの名誉のために。

◆ 講演 “イノベーション的発想術”

マーケティング アイズ 代表取締役

理央 周 (りおう めぐる) 様
(紹介 池森 由幸君)



私は、アマゾン、フィリップモリスなどで25年間、マーケティング・マネージャーとして仕事をしてきた経験を生かし、コンサルタント、講師、ビジネス書著者として仕事をしています。

今回は、4冊目の著作「ひつまぶしとスマホは、同じ原理でできている」の中で書いた、新発想を生み出す技術についてお話をしました。

経営の大家であるドラッカーは、企業の使命は「顧客の創造」で、そのためにマーケティングと、イノベーションが必要だと言っています。

マーケティングを、「顧客に価値を提供すること」だとすると、イノベーションは「新しい価値を生むこと」だといえます。

お客様にとっての価値は、製品を使って感じる良さ=価値であり、製品の仕様=スペックではありません。

価値自体も、今と昔では異なります。ルンバのようなお掃除ロボットを例にとると、以前は強力な吸引力が価値でした。今では留守でも掃除をしてくれるためお客様にとっての価値は「時間」の節約になります。

新しい独自の価値を生み出すことで値引きをしなくてもよくなり、価格競争から脱することができ、利益を確保できるようになります。

ではこのような新発想や画期的なアイデアがなかなか出づらいのはなぜでしょうか？

それは思考が停止するからです。思考を停止させるのは「固定観念と過去の成功体験」です。

うな井の老舗が、「うな井をお茶漬けにしても美味しいわけがない」という固定観念や、「うちは、うな井で成功した店だからそんなのダメだ」という過去の成功体験にとらわれていたら、ひつまぶしは生まれなかったでしょう。

ひつまぶしは全く新しい食材を世の中になくレシピで創り出したものではありません。乱暴な言い方をすれば「うな井とお茶漬け」を併せただけのものです。

同じように、スマートフォンも、「電話とインターネットと携帯音楽プレーヤー」を併せたものです。

意外なものどうしを組み合わせることで、新しい価値を生むことを経済学者のシュムペーターは「新結合」と呼んでいます。新結合も広い意味でイノベーションとすることができます。

喫茶店のコメダは、違いゆったりしたソファやファミレスのようなメニュー、豊富な新聞雑誌を置くことでお客様に長居してもらおう戦略をとっています。

飲食店では顧客の回転率を上げることで売上を上げようとしますが、コメダは逆です。お客様の居心地を第一に考えているのです。コメダはコーヒーではなく、場所やコミュニティを売っているのです。

新しい発想は、何もゼロから生み出されるわけではなく、我々の身近に存在するのです。そのためには自社の事業を再定義してみることから始めるといいでしょう。

意外な組み合わせによる新結合や、おもてなしの心での逆転の発想で、ぜひ皆さんのビジネスの収益を好転していただければと思っています。



☆ニコボックスは次回掲載させて頂きます

次回例会：平成25年5月28日(火) 3階 錦の間

友愛の日